

三次市教育委員会訓令第5号

三次市立学校職員衛生管理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年6月12日

三次市教育委員会委員長

三次市立学校職員衛生管理要綱の一部を改正する訓令

三次市立学校職員衛生管理要綱（平成20年三次市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「，又は衛生管理者」の次に「（推進者）」を加える。

第8条第3項第1号中「管理者」の次に「（校長）」を加え，同項第3号中「管理者」の次に「又は衛生推進者（常時勤務する教職員数10名未満の学校は校長が兼務可）」を加え，同条第4項を次のように改める。

4 前項第4号の委員は，職員の互選による推薦に基づき校長が指名するものとする。

附 則

この訓令は，平成20年6月12日から施行する。